

令和7年度第7回沖縄海区漁業調整委員会議事録

日時 令和7年10月10日(金)
午後 14時02分～15時25分
場所 沖縄県庁6階第2特別会議室

出席者

委員 14名

(会場参加)

上原 亀一	委員	粟國 雅博	委員	内間 学	委員
西村 昂平	委員	八前 隆一	委員	山内 得信	委員
藤田 喜久	委員	山川 彩子	委員	松尾 晋哉	委員

(Web参加)

赤嶺 博之	委員	玉城 啓時	委員	柳田 一平	委員
大谷健太郎	委員	城間 恒浩	委員		

事務局職員

井上 顕	(事務局長)	米丸 浩平	(主任書記)
喜瀬 諒多	(水産課主事)		

○事務局（井上） では只今より、令和7年度第7回沖縄海区漁業調整委員会を開催いたします。

議事に入る前に本日の出席状況を確認させていただきます。本日の出席状況ですが、事前に新立委員から欠席の連絡がありました。また、事前に松尾委員、西村委員から10分程度遅れるとのご連絡がありました。会場には上原会長、粟國委員、内間委員、八前委員、山内委員、藤田委員、山川委員の7名にお越しいただいております。ウェブでは赤嶺委員、玉城委員、柳田委員、大谷委員、城間委員の5名に参加をいただいておりますので、定数15名に対し、12名のご出席があり、本日の委員会は成立しております。

本委員会の議事進行につきましては、運営等規程第6条により、議長は会長が務めることとなっております。それでは上原会長、よろしくお願いたします。

○上原会長 皆さんこんにちは。

これより本日の議事を進めさせていただきたいと思っております。本日は議

案が5件提案されておりますので、ご審議をお願いいたします。

審議に先立ちまして、本日の議事録署名人は八前委員と山内委員のお二方をお願いをしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

【第1号議案 知事許可漁業の許可に係る制限措置等の公示案について (諮問)】

○上原会長 それでは議事に入ります。第1号議案、知事許可漁業の許可に係る制限措置等の公示案についてを提案します。事務局より説明をしてください。

○事務局(喜瀬) はい。事務局より、第1号議案についてご説明させていただきます。議案書1ページの「知事許可漁業の許可に係る制限措置等の公示案について」をご確認ください。

沖縄県漁業調整規則第4条第1項に掲げる漁業に関し、下記のものに係る許可の手続きを行うため、漁業法第58条において準用する第42条及び規則第11条の規定に基づき、許可に係る制限措置及び申請すべき期間を定めて公示する必要があります。

当該公示に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について、規則第11条第3項の規定に基づき、沖縄県知事より当委員会へ意見が求められておりますので、ご審議願います。

それでは2ページをお開きください。こちらが今回沖縄県知事より当委員会へ提出されている諮問となります。ご確認のほどよろしくお願いいたします。本議案に関しまして、定期的にお諮りさせていただいている内容とはなりますが、簡単に説明させていただきたいと思っております。

3ページの概要をちょっと説明したいと思います。1、新規の許可の公示について。沖縄県漁業調整規則の規定により、知事許可漁業について新規の許可を行う場合、その許可に係る制限措置及び申請すべき期間を定めて公示する必要があります。

今回、以下の者に係る許可の手続きを行うため、当該漁業の許可に係る制限措置及び申請すべき期間を定めて公示いたします。

今回の公示内容は記載のとおりです。①許可等をすべき数を管理する漁業。まぐろはえ縄漁業、さんご漁業、さんごは2種類あるんですけども、潜水器漁業になります。こちらが令和7年11月30日に有効期間満了を迎える者と新規の許可を要望する者について、公示案1で記載しております。

②許可等をすべき数を制限しない漁業。こちらはかつお一本釣漁業、底魚一本釣漁業、小型定置網漁業、敷網漁業、追込網漁業となっております。

ます。令和7年12月1日以降の新規の許可を受ける者を対象に、公示案2で記載をしております。

2、許可をすべき漁業者の数について。上記①の公示に先立って、沖縄県漁業調整規則に基づく漁業許可等の取扱方針第6の規定に基づき、許可の更新及び新規の要望について確認を行いました。その結果、また、その他事情を踏まえた上で、許可すべき漁業者の数等を整理いたしました。こちら詳しくは後ほど、別添資料についてご説明いたします。

3、制限措置の内容、規則第11条第1項に掲げる、下記1から5の内容及び申請すべき期間を漁業種類ごとに定めています。詳細は公示案1、2のとおりとなっております。

続きまして、お持ちの資料の4ページに移ります。こちらは、公示案1となっております。まぐろはえ縄漁業、さんご漁業、潜水器漁業に関する公示となっております。こちらの公示内容については、後ほど別添資料についてご説明させていただきます。許可及び、起業の認可を申請すべき期間は令和7年10月14日から令和7年11月14日までを設定しております。

続きまして、少し飛ばして7ページに移ります。こちらは公示案2となっております。漁業の許可数を制限しない漁業の取扱となっております。1番、かつお一本釣漁業、2番、底魚一本釣事業に関しましては、対船許可となっておりますので、許可の有効期間が5年となっております。3番、小型定置網漁業、4番、敷網漁業、ページめくって5番、追込編漁業、3番、4番、5番については対人許可となっておりますので、許可の有効期間が3年となっております。いずれも許可または起業の認可を申請する期間は、令和7年11月14日から令和8年5月31日までを設定しております。

公示案については以上になります。

続きまして別添資料に移らせていただきます。別添資料の表紙、4番の許可等をすべき数を管理する漁業の許可に係る新規及び更新の要望数について、同じ資料の5ページ目をお開きください。

許可等をすべき数を管理する漁業の許可に係る新規及び更新の要望数、こちらにてまぐろはえ縄漁業、さんご漁業は深海サンゴとソフトコーラルとなっております。潜水器漁業の公示案について確認して参ります。同じページの1番、まぐろはえ縄漁業なんですけれども、今回の新規の要望数が4件、公示予定数が4件となっております。2番のさんご漁業、深海サンゴ漁業に関しましては、更新対象者が1件、更新見込数が1件、新規の要望が7件ございましたが、資源管理の観点から現行の許可数5

以下に抑えるため、公示数は1件となっております。そのため増減見込は0件となっております。続いて、ソフトコーラル漁業に関しまして、更新対象者数が5件、更新見込数が4件、新規の要望が1件、公示数が計5件となっており、増減見込は0件となっております。

続いて、潜水器漁業許可の新規及び更新の要望数に移ります。6ページをご覧ください。6ページに各共同漁業権に対して公示件数が記載されております。簡単に合計だけ説明させていただきますと、現行現在の許可数が1,562件、更新の対象者数数が201件、それに対して更新見込数は177件、新規の要望数は42件、今回の公示予定数が219件となっており、増減見込は+8件となっております。

それでは7ページに移ります。こちらは許可等をすべき数を制限しない漁業の許可の発行数となっております。かつお一本釣漁業が19件、底魚一本釣が422件、小型定置網が46件、敷網が6件、追込網漁業が60件、以上が現在発行されている許可の数となっております。

最後に議案書に戻りまして、14ページをご確認ください。こちらは、今回の諮問に対する答申案となっております。今回の諮問に合わせてご審議いただくようよろしくお願いいたします。

以上で、第1号議案の説明を終わります。

○上原会長 はい。ありがとうございました。

それでは第1号議案について、何か委員の皆様からご意見、ご質問等ありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

特にご意見等はないようですのでお諮りしたいと思います。

第1号議案について、事務局案のとおり異議のない旨答申するというところでよろしいでしょうか。

(はいという声)

○上原会長 ありがとうございます。ご異議等ありませんので、第1号議案については、事務局提案のとおり承認することといたします。

[第2号議案 浮魚礁の敷設承認申請について]

○上原会長 次に第2号議案、浮魚礁の敷設承認申請についてを提案します。事務局から説明をしてください。

○事務局(米丸) それでは事務局からご説明いたします。第2号議案の議案資料をご確認ください。

浮魚礁の施設承認申請についてということで今回、新規3基、事後承認3基、計6基の浮魚礁敷設承認申請が提出されておりますので、その承認についてご審議をお願いいたします。下の枠内に委員会指示の抜粋

も掲載しておりますので、適宜ご確認をお願いします。

2 ページに承認のフロー図を掲載しております。今回の申請内容は赤矢印となっておりますので、後程でも、適宜ご確認をいただければと思います。

3, 4 ページの方に、本日時点での浮漁礁の承認等基数を掲載しておりますのでご確認ください。4 ページの左下に現時点での漁協市町村の設置分と県設置分の承認基数を掲載しておりますが、うち漁協市町村設置分、承認済 126 基に対して今回承認が 3 基ありまして、合計が 128 となっているんですけれども、後程ご説明しますが、1 基は現に承認を受けているものの敷設位置を変更したいということで改めて承認申請を出していただいているところがあります。県設置分に関しては、事後承認ということで 10 年ごとの更新に伴う撤去と敷設として事後の承認が 3 基ありますので、合計の基数は 87 基と変更はございません。

5 ページに移りまして、今回の申請の一覧を掲載しておりますので、こちらで順に説明していきたいと思います。まず新規承認の 3 基からご説明します。1 つ目が恩納村漁協から富着 1 号ということで、ご覧の位置に敷設予定となっております。中層型で水深が 388m のところにロープ長が 350m のものを設置するというので、今年 6 月に流出したものの再敷設で同じ位置に敷設予定となっております。次が知念漁協から、知 11 号が表層型でご覧の位置に敷設予定となっております。水深が 1,500m のところにロープ長 2,000m、こちらは令和 7 年 6 月に承認済のものなんです。敷設位置を西に約 3 分ずらしたいということで、また協議書を揃えていただいた上で申請いただいております。その次、名護漁協から名護 5 号、こちら表層型でご覧の位置に敷設予定ですけれども、水深 2,400m のところにロープ長 2,600m、令和 6 年 8 月に流出したものを再敷設するというので、その当時の位置より北へ 2 分、西へ 7 分程度移動しておりますが、そちらに敷設したいということです。位置が変わっている知念の 11 号と名護の 5 号に関してなんですが、確認したところ沖合に出るわけではなくて、岸に近い方向に移動する位置の変更になります。

その下、事後承認 3 基になりますが、県営の琉宮（浦添）1～3 号、いずれも中層型で敷設した位置と協議位置はご覧のとおりとなっております。こちらでの説明は以上になります。

6 ページに今回申請のあった 6 基の位置図を掲載しておりますのでご確認ください。

7 ページ以降に各申請書類を添付しておりますけれども、特に 13 ページに知念の知 11 号の 6 月に承認した際の承認証も参考に掲載しております。

すので、ご確認いただければと思います。なお、12 ページの位置図は変更前後の位置図を掲載しておりますので参考になさってください。県営ですけれども、ちょっと細かくて申し訳ないんですが、20 ページをご確認ください。今回、事後承認ということで、敷設完了届と一緒に承認申請が出されております。今回申請が出されている位置が、シンカー推定位置というもので、シンカーを投入した位置とその時の潮流を計算して、シンカーが落ちたであろう推定位置を申請の位置としておりますので、こちら参考になさってください。

事務局からの説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○上原会長 はい。ただいま第2号議案について説明がございましたが、この件について、何かご意見ご質問等ありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

特にご意見等ないようですのでお諮りしたいと思います。第2号議案について、事務局案のとおり承認するという事でよろしいでしょうか。

(はいという声)

○上原会長 ありがとうございます。ご異議ありませんので、第2号議案については提案のとおり承認することといたします。

[第3号議案 ウミガメの採捕承認申請について]

○上原会長 次に第3号議案、ウミガメの採捕承認申請についてを提案します。事務局から説明をしてください。

○事務局（米丸） 事務局からご説明いたします。第3号議案の議案資料をご覧ください。

ウミガメの採捕承認申請について、今回、漁業用が1件、試験研究目的が新規1件及び変更1件、承認申請がありますので、この申請についてご審議をお願いいたします。こちらも枠内に委員会指示の抜粋を掲載しておりますので、適宜ご確認ください。

2ページに今回アオウミガメになりますけれども、漁業用の採捕承認の判断基準を掲載しておりますのでご覧ください。

3ページに今回申請のあった漁業用の申請を掲載しております。羽地漁協から1件、アオウミガメのみ2頭の申請があります。採捕方法が潜水器を用いたもので、食用として利用をしたいということです。これでアオウミガメの承認が2頭増えるんですが、採捕頭数枠 205 頭に対して、154 頭の承認となりますので、まだ 50 頭程度は余裕があるような状況になっております。4、5 ページに漁業用の承認証の案を掲載しておりま

すのでご確認ください。採捕区域が共同3号、潜水器の許可が出ているところになります。採捕期間と承認期間が令和7年10月10日、本日から令和8年5月31日、漁期終了までとなっております。使用する船舶はご覧のとおりです。漁業用は以上になります。

続きまして6ページの方をご覧ください。こちらに試験研究目的の採捕承認申請一覧を掲載しております。まず1つ目が琉球大学ウミガメ研究会ちゅらがーみーから、こちらは読谷漁協定置網における混獲調査ということで承認をしていたものですが、部員の入退部に伴う採捕従事者の変更があるということで今回変更の申請をしていただいております。それ以外の変更はございません。

その次、NPO法人Sea Turtle Ecology Labというところから、アオウミガメ幼体の回遊生態に関する調査ということで新規の申請が来ております。こちらは昨年アカウミガメで全く同様の調査を行っているんですけども、今回はアオウミガメを対象に同様の調査を行いたいということです。こちらは令和7年10月10日、本日から令和7年11月30日までの期間で申請が上がってきております。

7ページから、ちゅらがーみーの変更申請の書類を掲載しておりますが、8、9ページに変更前後の名簿を掲載しておりますのでご確認ください。8ページでグレーになっているところが削除する方になっておりまして、1つ前回確認漏れがあり、同じ方を重複して掲載してありましたので、重複分を削除するという処理も行います。9ページは変更後の名簿になっておりまして、黄色のマーカーが引っ張ってあるところが追加予定の方になっております。10、11ページに変更後の承認証案を掲載しておりますのでご確認ください。11ページの採捕に従事する者の住所及び氏名のみ変更がございます。

続きまして12ページから、NPO法人Sea Turtle Ecology Labの申請書類になっております。こちら水研の奥山さん関連の調査研究になります。採捕するウミガメの種類及び頭数がアオウミガメ20頭以内、採捕区域が本部町と国頭村の海岸で別紙1参照ということで、15ページの上段に地図の掲載がありますので適宜ご確認ください。採捕の方法は徒手による捕獲で、発信器装着・放流実験までは飼育するというです。採捕従事者に関しては別紙2のとおりということで、16ページの方に掲載がありますので後程ご確認ください。船舶は使用せず、計画内容が別紙1のとおりということで、13ページから調査計画書の掲載がありますのでこちらで説明していきたいと思っております。

今回の調査はNPO法人Sea Turtle Ecology Labと美ら島財団の共同研

究となっております。この点に関しては昨年度の申請と同様です。背景と目的、ウミガメ類は砂浜で生まれ、海に加入した後、海流に乗って外洋を拡散すると考えられている。しかし、この初期成長段階における移動・回遊経路やその後の生息域はほとんど明らかになっていない。本研究の対象種であるアオウミガメは、ウミガメ類の中で唯一個体数が回復傾向にあることが報告されている。これを受けて、国際自然保護連合はレッドリストのカテゴリを危機から低懸念へと3段階格下げ予定である。近年では、アオウミガメの個体数増加に伴う摂食圧の増加により、世界各地の海草藻場が食害で衰退する事例が多数見られ、海草藻場生態系の保全を念頭にアオウミガメの真の保全の在り方を考える時代に来ている。しかし、食害対策や保全の在り方を検討する上で、本種の生態に関する知見を十分に蓄積しておく必要がある。本研究では、特定非営利活動法人 Sea Turtle Ecology Lab と一般財団法人沖縄美ら島財団との共同研究のもと、近年開発された小型衛星発信器を用い、アオウミガメ3か月齢～1年齢のアオウミガメの移動・回遊経路を明らかにすることを目的とする。という研究となっております。

材料と方法は、実施手順から説明していきます。本部町の海洋博公園内、備瀬地区、国頭村奥地区の砂浜において産卵されたアオウミガメの巣を注視し、脱出してきたアオウミガメ孵化幼体20個体を徒手にて採捕する。採取した幼体はすみやかに美ら海水族館の飼育水槽を移送する。飼育は1個体ずつ分けて行い、体重の10%を目安に魚・イカ、配合飼料等を週に5回程度給餌する。3ヶ月、6ヶ月、1年間飼育を継続し、20個体の中から健全そうなアオウミガメ幼体（最低体重125g）を各々6個体、計18個体で選定し、供試個体とする。小型衛星発信器を、防水シーリング材を用いて幼体の背甲に接着する。アオウミガメの3ヶ月齢、6ヶ月齢、1年齢まで飼育した後、伊江島西方沖より、発信器を装着したアオウミガメ幼体を放流する。また、発信器を装着しなかった残りの2個体は、1年齢時に合わせて放流する。ということで、採捕の頭数としては、発信器をつけて行動追跡するのは18個体を予定していますが、奇形による成長不良や飼育中の感染症等による予期しない死亡等が考えられるため、追跡頭数より多い20個体を採捕頭数としております。

予想される結果です。放流後のアオウミガメ幼体へ位置情報は定期的に衛星通信を経由してユーザーに送信される。追跡期間は電池寿命から半年～1年程度と予想される。この位置情報を通して沖縄で生まれたアオウミガメの初期生活史における移動・回遊・生息域を明らかにするという事です。

公開の方法は、学会発表や学術論文として公開を予定しているということです。なお前回、アカウミガメで行った研究なんですけれども、黒潮に乗って北上すると思われていたものが、割と沖縄近海に留まることが明らかになったという途中経過を報告いただいております。

15 ページに、アカウミガメの例にはなりますが、ウミガメ幼体へ衛星発信器を装着したときの様子の写真がありますのでご確認ください。

17, 18 ページに承認証の案を掲載しておりますが、内容は申請のとおりですので説明は割愛したいと思います。

事務局からの説明は以上になります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○上原会長 はい、ありがとうございます。ただいま、第3号議案の説明終わりましたが、第3号議案について、何かご意見ご質問等ありましたらお願いをいたします。いかがでしょうか。

はい。西村委員どうぞ。

○西村委員 すいません。以前、別の団体の採捕申請の調査の仕方、付けた発信機が外れるようにみえたことが書かれたことがあったと思うんですが、今回のこの調査の説明に関しては調査後の発信器が自然に外れるとかまた採捕して外すとかってということが書かれてないんですけど、これはどういう感じなんでしょう。

○上原会長 はい。事務局お願いします。

○事務局（米丸） 脱落するものと思いますが、すいません。ちょっと今回そこまで確認できてなかったのが、確認した後に共有させていただければと思います。

○西村委員 ありがとうございます。

○上原会長 よろしいですか。はい、他ございませんか。

特にご意見等ないようですのでお諮りをしたいと思います。第3号議案について、事務局案のとおり承認をするということによろしいですか。

(はいという声)

○上原会長 はい、ありがとうございます。ご異議等ありませんので、第3号議案については事務局提案のとおり承認することといたします。

[第4号議案 ソデイカの採捕承認申請について]

○上原会長 次に第4号議案、ソデイカの採捕承認申請についてをご提案します。事務局から説明をしてください。

○事務局（米丸） それでは事務局からご説明いたします。第4号議案の議案資料をご覧ください。

ソデイカの採捕承認申請について、沖縄県水産海洋技術センターから試験研究目的の申請が2件提出されておりますので、ご審議をお願いいたします。枠内に委員会指示を抜粋しておりますので適宜ご確認ください。

なお、今回の申請2件は9月30日まで、前回の委員会指示による承認の継続の調査になります。前回の実績なんですが、まだ9月末で終わったところなので正式なものは来てないんですが、ちょっと今口頭で採捕の個体数だけご報告します。まず図南丸を用いて調査したLCネット（トロリングネット）と延縄における調査ですが、6月の実績が35個体と稚イカ1個体、7月が24個体で稚イカの採捕はなしということです。8月は実施ができなかったんですが、9月に漁船2隻を傭船して行った調査では77個体の採捕があった旨、報告を受けております。

議案書の2ページに進みまして、まず1件目の申請になります。こちらが漁船を用いた旗流しによる採捕になりますが、内容としては以前お諮りしたものと同一ものになります。変わっているのが操業期間でして、操業を受けた日から令和7年11月30日まで、禁漁期間中の申請が上がってきておりまして、採捕に従事する者や使用する船舶については以前の申請と変更はありません。なお以前ご指摘がありました、米軍訓練水域内においては調査を行わないということを明記していただいております。研究の内容に関しては重複しますのでここでは説明を割愛させていただきたいと思いますが、もし何かご質問等がありましたら後程よろしく申し上げます。7、8ページにかけて承認証の案を掲載しておりますのでご確認ください。

9ページから図南丸を用いた調査の申請を掲載しておりますのでご確認ください。こちらも前回の申請と同じですが、申請が令和6年だったのでこちらを説明していきたいと思っております。以前は延縄とLCネット（トロールネット）を用いた調査を予定してたんですけども、延縄に関して大きいサイズのソデイカは旗流しで捕獲されるということで、今回LCネットのみの申請が上がってきております。承認の期間が、承認を受けた日から令和8年9月30日まで約1年間の期間で申請をいただいております。使用する船舶は、図南丸となっております。計画内容が実施計画書参照ということで、10ページから掲載しております。

ちょっと長くなりますが読んでいきたいと思っておりますので、お付き合いください。

タイトルが、沖縄沖合漁場における海洋環境及び中深層性生物調査及び持続的なソデイカ漁業推進に向けたソデイカ生態調査ということで、本県沖合海域において、漁業調査船図南丸により、マグロやソデイカ等

の外洋性漁獲対象種の漁場形成に係ると考えられる、中規模渦等の海洋構造、餌生物の分布、深海音波散乱層の分布等を調査し、漁獲データとの関係解析による漁場予測技術開発を行うとともに、ソデイカの初期生態を解明し、資源管理の高度化を図ることを目的とする。本調査は、令和6年1月に竣工した新しい漁業調査船と新たに設備される中層トロールネット(LC ネット)を用いた、沖縄海域では初めてとなる中深層性生物およびソデイカ稚イカの本格的な採集調査である。調査は令和8年9月30日までを予定しているということです。夏頃から凶南丸のトラブルでしばらくの運行ができてなかったんですけども、11月頃からトラブルも解消して運行再開できるということで、今回申請が上がってきております。

調査に係る許認可関係です。本調査では、ソデイカ稚イカの採集を主な目的のひとつとしており、沖縄海区漁業調整委員会指示7第4号第2に規定された採捕禁止期間にソデイカを採集するため、同指示第9の規定に基づき、同委員会より適用除外の承認を得る必要があるということで、承認申請があります。

採集数量はソデイカの稚イカ 1,350 個体以内としております。積算根拠ですが、1航海あたり最大 15 回の LC ネット曳網を予定しており、各採集でソデイカは最大 10 個体×15 回曳網×9 航海で 1,350 個体と算出しております。

方法です。漁業調査船凶南丸により、LC ネットを用いた生物採集調査を行う。主に沖合海域の表層から水深 600m 程度までの各水深帯を、LC ネットの層曳き、傾斜曳きにより採集を行う。1 回の曳網時間は 1～2 時間予定しております。年間、5 日間航海×2～7 回、令和7年度はこれから 2 回、令和8年度は 7 回の調査を実施予定としております。調査時期は令和7年 11 月～令和8年 9 月を予定しております。ただし、海況や予算状況によっては、実施時期や回数変更の可能性はあるということです。採集された生物は、冷蔵、冷凍及び薬品固定等により標本とし、水産海洋技術センターへ持ち帰り、同定・測定後、必要に応じて各種分析を行う。ソデイカ稚イカについては、水産海洋技術センターにおいて、平衡石の輪紋観察による日齢査定を行う。分析後の標本は、研究機関に保管するか、適切に廃棄処分するとあります。

採捕する海域は先ほどの申請と同様ですが、沖縄海域(図2)として 13 ページに掲載がありますのでご確認ください。こちらも、採捕が制限された海域や米軍訓練水域内、浮魚礁周辺海域では調査は行わないとのこと。

採捕する期間は承認の日から令和8年9月30日まで、予想される結果としましては、DSLを構成する中深層性生物の生物相と数量の把握により、外洋性漁獲対象種の資源の維持機構の解明及び中深層性生物の水産資源としての潜在性評価に寄与する基礎情報となる。中規模渦等の海洋物理環境の鉛直構造、DSLの水平・鉛直分布、外洋性漁獲対象者の漁獲データの関係解析し、漁場予測技術を開発する。中層トロールでは、ソデイカの稚イカの採集が期待されており、ソデイカの加入量のモニタリング手法の開発により、資源管理の高度化に重要な情報となる。環境DNA分析により、中層トロールによる生物相の結果を補完するとともに、環境DNA分析の定量性に関する基礎情報となる。

公開の方法が水産海洋技術センターの事業報告書や学会発表、学術論文等により公開予定としております。

活動機関が、水産海洋技術センター海洋資源・養殖班の연구원と凶南丸の船員となっております。この研究は共同研究機関が複数存在しまして、琉球大学の小枝先生のところでは魚類標本の分析を担当されるのと、産業技術総合研究所の井口さんは環境DNAの分析、沖縄科学技術大学院大学の御手洗先生のところでは海洋観測、東京大学水圏生物環境学研究室の児玉先生のところでは栄養塩、動物プランクトン標本の分析、OISTのフスニック先生のところでは環境DNAの分析と原生生物の標本分析を行う予定となっております。

その他として、調査を行う際は、関係漁協及び沖縄県漁業無線協会を通じて調査の海域・内容を事前に周知し、漁業者の操業の障害とならないように配慮する。ソデイカについては、漁獲尾数に比してわずかな採捕を想定しており、資源への影響は限定的と考えられる。また、その他の生物についても、あくまで混獲の可能性により最大数を積算したものであり、実際に採捕される数は少なく、資源への影響は軽微だと考えられる。米軍訓練水域内では調査をしないということを書き添えております。13ページの方に、先ほども説明しました調査海域と用いるLCネットの図を掲載しておりますのでご確認ください。

14、15ページに承認証の案を掲載しておりますが、申請のとおりとなりますので説明は割愛させていただきます。

事務局からの説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○上原会長 はい、ありがとうございます。ただいまの第4号議案について、何か委員の皆様からご意見ご質問等がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

はい。西村委員どうぞ。

○西村委員 現場といいますか、採捕従事者、協力していただいている方からちょっと伺った話なんですけども、他の漁業者さんから調査に関してどれぐらい獲れたかとかっていうことを聞いてくる漁業者さんがかなりおられるようで、自分自身はちょっと聞いてないんであれなんですけれども無線局の方で調査の内容（を周知する）と書かれてるんですけど、どういう趣旨でということが伝わってないのかなと思って、ちょっと優湊丸さんと夢乃丸さんが、そこに対してちょっと危惧されてるような声があったので、その点はどういうお考えでしょうか。

○上原会長 はい、事務局お願いします。

○事務局（米丸） はい。今のご質問の内容としては、県内の漁業者に対してどういった目的で調査されてるかという説明が不十分なので、あの1隻が何をしているのかっていう疑念が県内から出ているということですか。

○西村委員 いや、調査をしてるっていうのわかってるんですけど、その調査の目的、調査の方法とかは無線局さんから無線でやられてるようなんですけども、何のためにその調査をしてるかっていう周知がなされてないので、はっきりとそういうふうな言い方をされたわけじゃないと思うんですけども、もしかして漁期を夏場（にすること）も県は考えているのかとか、そういうふうな感じで聞いてこられる方がいて、そういう色々憶測を呼ぶような調査の仕方だと後々誤解を生みかねないので、その辺は誤解を生む可能性を減らすためにもどういう周知の仕方があるのかっていうのを検討された方がいいかなと思います。

○上原会長 はい、じゃあ事務局。

○事務局（米丸） はい。ご意見の内容は理解しました。そうですね、無線を通じてとなるとなかなか目的とか細かい内容までは周知しきれないと思いますので、水産海洋技術センターの方から水産関係団体、漁業者さん向けにしっかり説明をしてもらえるように指導はしたいと思います。

○西村委員 よろしくお願いします。

○上原会長 他ございますか。はい。山内委員どうぞ。

○山内委員 はい。西村さんの質問に関連してなんですけど、12 ページの方で分担っていうのがあって、色々調査する中身についての分担だと思うんですけども、琉球大学理学部海洋自然科学科生物系というところでは魚類の標本分析とか、色々そういうような調査の目的があってやってるんですよね。これは図南丸でこれからやるっていうことになる？

○事務局（米丸） はい。

○山内委員 今漁船2隻でやってる調査も、こういうふうな研究目的でやるということも含まれてるんですか。

○上原会長 はい、事務局お願いします。

○事務局（米丸） はい、昨年からいらっしゃる委員の方はご存じだと思いますが、元々この研究は凶南丸のみで行う予定でした。

昨年の承認申請では、延縄とLCネット曳きでソデイカ成体とソデイカ稚イカと両方の採捕を凶南丸で行う予定でしたが、今年の夏頃、凶南丸のトラブルで運行ができなくなったことから、親イカの採捕に関しては漁船を備船してサンプルの収集を行っているところです。そちらである程度ソデイカ親イカのサンプル収集ができたことから、今後凶南丸ではLCネット、稚イカの採捕に予算をかけたいということでこのような申請になっておりますので、2つの研究は両方とも同じ研究事業の内容になっています。

○山内委員 はい。

○上原会長 はいどうぞ。

○山内委員 漁業者には、こういう目的で調査するというのを説明なされたらいいかなと思います。

○上原会長 はい、西村委員どうぞ。

○西村委員 それは今現時点でなされてないので、個別で対応するってことも必要でしょうけど、今後、その周知の仕方と説明の内容含めて、皆さんにそもそも質問に来る必要性がないような状況をつくれるなら、その方が協力していただいている方にそういう負担、本来その説明義務までないはずなんですよね、この方たち。なので、そういうことを県の方からなり、分担して漁協から説明してもらいなりっていうのを検討していただけたらなと思って提案させていただきました。

○上原会長 はい、事務局。

○事務局（井上） はい、ありがとうございます。米丸の方からもお話があったんですけども、浜の方で少し混乱があるという話はもう少し耳に入っておりますして、水産海洋技術センターにはですね、そういった誤解や混乱がないようお願いはすでにさせていただいています。

ただ、今のお西村さんのお話も踏まえて、再度調整させていただいて、しっかりと周知に努めて参りたいと思います。よろしく申し上げます。

○上原会長 よろしいですか。

○西村委員 はい。

○上原会長 はい、他ございますか。はい。八前委員どうぞ。

○**八前委員** 確認させてください。調査海域なんですけど、3ページの操業区域と、13ページの凶南丸の操業区域が一緒だと思うんですが、13ページの方には日台漁業取決め水域を除くという言葉が抜け落ちているのか、あえてそこもやるという意図があって載せていないのか、そこはどうなっているんでしょうか。

○**上原会長** はい、事務局。

○**事務局（米丸）** はい。すみません、ちょっとそこまでは確認しきれてないんですけど、以前もご質問があったかと思いますが、基本的には大東とかラサとかあちらの方を想定されているようです。それは海面高度も見ながら漁場を選定するということなので。

入らない方がよろしいですかね。

○**八前委員** そこをやりたいという何かがあるのかどうか。書いてないということはさ。

○**事務局（米丸）** はい。ないとは思いますが、確認をした上で有無については共有させていただきたいと思います。

○**上原会長** はい。よろしいですか。

○**八前委員** はい。

○**上原会長** 他ございますか。はい。山川委員どうぞ。

○**山川委員** ちょっとお伺いしたいんですけども、10ページの稚イカの調査の方なんですけど、1,350個体以内ということで9回の調査でこの数を想定されているということなんですけど、この稚イカがどれぐらいの大きさがどの時期多いのかとかちょっと想像つかないんですけど、例えば多くなる時期とかは1回の調査でかなりの量が獲れたりすることとかがあったりするんですか。

○**上原会長** はい、事務局。

○**事務局（米丸）** はい、ちょっと質問の声が聞こえないということなので、稚イカが時期によって獲れ具合が変わったりするのかということなんですけど、これも今回、沖縄周辺海域で初めて行うことなので、どこまで時期によって獲れ具合が変わるかというのは、これからやってみないとわからないとは思いますが。ただ、凶南丸がまだ運行していた6月に行った調査では、残念ながら稚イカが1匹しか取れていない、7月に行った調査では1個体も獲れてないということなので、おそらく1,350個体獲ることは難しいんじゃないかなとは思いますが、そこは今後やってみないとわからないところにはなります。

○**山川委員** はい、わかりました。ありがとうございます。

○**上原会長** はい。他ございませんか。

特にないようですのでお諮りしたいと思います。第4号議案については、事務局案のとおり承認するというところでよろしいですか。

(はいという声)

○上原会長 はい、ありがとうございます。ご異議等ありませんので、第4号議案については、提案のとおり承認することといたします。

【第5号議案 委員会指示違反に対する処分方針等の改正について】

○上原会長 次に第5号議案、委員会指示違反に対する処分方針等の改正についてを提案します。事務局より説明をしてください。

○事務局（米丸） それでは事務局からご説明いたします。第5号議案の議案資料をご覧ください。

委員会指示違反に対する処分方針等の改正についてということで、沖縄海区漁業調整委員会指示違反に対する処分方針については、ソデイカの採捕に係る委員会指示の改正及び同委員会指示に基づくソデイカ旗流し漁業の旗数制限違反への抑止力強化等のため、改正する必要があります。つきましては、当該処分方針の改正に係る事務局案についてご審議をお願いします。併せて、ソデイカ旗流し事業の旗数制限違反に対する速やかな処分のため、違反者への対応方針を定めたいので、その内容についてもご審議をお願いします。

ということで、委員会指示違反に対する処分方針の改正というものと、ソデイカ旗流し漁業の旗数制限違反に対するの違反者に対する対応方針、2つの改正・設定についてご審議いただきたいと思っております。

2ページに進んでいただきまして、こちらが処分方針改正の概要となります。上から順に説明していきたいと思っております。

漁業調整委員会指示及びこの違反に対する処分方針について、漁業法第120条第1項により、「海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権又は入漁権の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる」旨、規定されております。

法第120条第1項に基づく指示（委員会指示）は、それ自体強制力を持たないため、委員会指示に従わない者については、海区漁業調整委員会が、県知事に対して、その者に委員会指示に従うべきことを命ずべき旨を申請し、これに基づき、県知事が「裏付命令」を出すことにより初めて強制力を持つこととなります。

沖縄海区においては、現在9つの委員会指示が発動されており、その違反については、厳正な対処が求められていることから、沖縄海区漁業調整委員会指示違反に対する処分方針を定めて、適正な運用を図っているところである。

改正の理由及び内容です。まず1つ目がソデイカの採捕に係る委員会指示の改正等ということで、(1)ソデイカ旗流し漁業の旗数制限超過への厳格な対応。近年、一部漁業者による旗数制限超過が常態化しており、県内外から取締強化を求める声が高まっており、奄美大島海区と足並みを揃え、初回の違反から知事への裏付命令申請を行う改正を検討しているところです。県内アンケートの結果でも、9割以上の組合が賛成していることから、検討のとおり改正を行いたく、「特に重大な違反」という違反の程度を新設して、1回目から裏付命令を行いたいと考えております。

(2)届出制の導入です。ソデイカ旗流し漁業の届出制が指示に規定されたことから、未届出に対する処分の内容を定める必要があるため、こちらは重大な違反としたいと考えております。

2つ目、与那国周辺海域におけるひき縄釣りに係る委員会指示の発動。標記の委員会指示を発動したことから、具体的な違反に対する処分の内容を明記したいと考えております。

3つ目、その他、違反項目の追記や軽微な文言等の修正。改正にあわせて、現行の委員会指示について、記載が無い違反項目の追加を行うほか、文言の誤記修正等を行いたいと考えております。

3ページ以降に、改正案を掲載しておりますけれども、6ページから新旧対照表を掲載しておりますので、こちらを使って説明していきたいと思っております。左側が改正案で右側が現行になっており改正部分に下線を引いておりますので、順に説明していきたいと思っております。

まず定める年月日が令和5年2月10日から令和7年の月日に変更になります。第2の2ですね。こちら誤記になりますが、「次表に掲げる」の後の「の」が不要でしたので削除しております。その下の表ですけれども、これまでは重大な違反までしかございませんでしたが今回、特に重大な違反としてソデイカ旗流し漁業の旗数制限超過を警告、知事への裏付命令申請、承認取消等の処分を行いたいと考えております。7ページに進みまして、ここも上から2行目ですね、「知事への裏付け命令申請に係る者も」とありますが、裏付命令に関しては「け」という送り仮名が他のところでは入っておりませんので、「け」を削除したいと考えています。

あとは別表になるんですが、「報告書等の未提出」という文言や「報告書の未提出」という違反項目が混在しておりましたので、こちらは採捕報告書という報告書の未提出に限られますので、「報告書の未提出」という文言に整理しております。8ページの方に進みまして、ソデイカ関係で記載漏れが多かったんですが、まず今回の委員会指示で届出制が導入されましたので、未届出、委員会へ届け出せずにソデイカ旗流し漁業を操業したものについて、重大な違反として追加しております。その下、報告書の未提出に関して、操業実績報告書、採捕実績報告書の未提出を中度な違反としております。こちらは届出の実績報告と試験研究の方の採捕実績報告、両方とも「報告書の未提出」ということでまとめて整理しております。承認証の備付け義務違反ですが、承認証を船内へ備え付けずに操業を軽微な違反としております。承認旗章不掲揚に関しても軽微な違反として追加しております。その下、スジアラとかマチなんですが、真ん中、3つ目のところに「試験研究目的を除く」という記載があったんですが、他の項目では記載がないので、ここではあえて記載をしないこととして削っております。南大東及び北大東の指示に関しても報告書等の「等」を削っており、「採捕報告書」という記載は正式には「漁獲実績報告書」でしたので、そこも修正しています。9ページに進みまして、与那国周辺海域におけるひき縄釣り係る委員会指示についても、委員会指示の発動のときに改正しておりませんでしたので、未承認、承認証の不携帯、報告書の未提出という項目を、それぞれ重大な違反、軽微な違反、中度の違反として追加しております。その他の委員会指示の部分は変更ありませんが、参考程度に承認証の不携帯等は軽微な違反、報告書の未提出等は中度の違反、未承認や制限措置の違反等は重大な違反として分類されております。特に重大な違反に関しては、通常定めるものではなく、今回のように特に大きな案件が生じた際に特別に設定することを想定しておりますので、この中には定めてはおりません。処分方針の改正については以上になります。

続きまして10ページです。こちら、奄美大島海区でも全く同様の内容で定められたんですが、本海区でも迅速に処分を行うために同様の対応方針を定めたいと思います。

沖縄海区漁業調整委員会指示7第4号に基づくソデイカ採捕における漁具の制限の違反者への対応方針（案）ということで、沖縄海区漁業調整委員会は、沖縄海区漁業調整委員会指示7第4号第4に基づき、委員会指示に違反した者への対応方針について、以下のとおり定める。

1. 委員会指示の適切な実施を図るため、委員会及び沖縄県は、疑義

情報に接した場合等においては、調査・指導を行うとともに、当該指示の違反が認められる場合には、速やかに沖縄海区漁業調整委員会会長に報告する。なお、漁業法第 157 条第 1 項に基づき、委員会として関係者に対して出頭を求め、又は必要な報告を徴することについては、会長（又は会長職務代理）一任とし、出頭や必要な報告を徴した場合、後日、委員会に報告するものとする。※必要に応じて、委員会及び沖縄県は現地調査等を実施することとしています。

2. 会長は上記 1 の報告を受け、漁業法第 120 条第 8 項に基づき沖縄県知事に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請（裏付命令の申請）をする。裏付命令の申請に係る手続は会長（又は会長職務代理）一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。

以上の対応方針を定めたいと考えております。

また、11 ページに申請のひな形も掲載しておりますので、こちらも読んでいきたいと思っております。沖縄県知事あてに沖縄海区漁業調整委員会の会長から発する文書になります。漁業法第 120 条第 8 項の規定に基づく沖縄海区漁業調整委員会指示に従うべきことを命ずるべき旨の申請について。

このことについて、下記のとおり令和〇年〇月〇日に沖縄海区漁業調整委員会指示 7 第 4 号第 4 に関して、違反が認められました。ついては、漁業法第 120 条第 8 項の規定に基づき、沖縄海区漁業調整委員会指示 7 第 4 号第 4 に従うべきことを命ずべき旨を申請します。

記。1、現認日時 令和〇年〇月〇日 〇時〇分頃。2、現認場所 沖縄県〇〇市町村 〇〇漁港。3、違反者氏名 〇〇 〇〇。4、違反者住所 沖縄県〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号。5、違反内容 沖縄海区漁業調整委員会指示 7 第 4 号第 4（漁具の制限）。

ということで、例として、漁船に搭載する旗及び旗竿数 50 本（50 海里超）に対し、〇本超過。若しくは、漁船に搭載する旗及び旗竿数 30 本（50 海里以内）に対し、〇本超過。という内容で、沖縄県知事あてに裏付命令すべき旨の申請を行いたいと考えております。

12, 13 ページはそれに添付する予定の漁業法の抜粋となっておりますので、適宜ご確認ください。

事務局からの説明は以上になりますが、処分方針の改正と違反者への対応方針の制定について、ご審議をお願いいたします。

〇上原会長 はい、ありがとうございます。ただいま第 5 号議案についての説明が終わりました。この案件について、何かご質問ご意見等ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

はい。山内委員どうぞ。

○山内委員 確認させていただきたいんですが、今回は届出制でまずはやっていくと理解してるんですけども、承認制までやるんですか。

8ページに未承認というところがあって、これも重大な違反というように定義づけられているんですけども、承認制を取るんですか。

○上原会長 はい。事務局どうぞ。

○事務局（米丸） 承認制に関しては、ソデイカ漁業では取る予定はございません。他の委員会指示の承認がありますので未承認、承認取消というものを記載しているところです。

○山内委員 今回は、ソデイカに関しては届出制でまずは進めるという理解ですね。

○事務局（米丸） はい。おっしゃるとおりです。

○上原会長 はい、他ございませんか。八前委員どうぞ。

○八前委員 制定する時期というのは、いつ頃を考えているかっていうのと、何か説明を聞いていてしっくりこないなと思ったので、これを変わるとかそういうものではないんですが、今、旗数制限だけに重きがいってしまっていて、この7ページの禁漁期間中の採捕っていうのがあるんですけど、これが重大な違反で、旗数制限がそれより重いみたいな特に重大な違反になってしまっているの、何かこれだと11月に行ったときにこれは特に重大な違反ではなくて、旗数を超えたときに特に重大な違反っていうような言い方ができてしまうのかなと感じたので、何かそのところはどういうふうに考えているのかなとお聞きしたいです。

○上原会長 はい。事務局どうぞ。

○事務局（米丸） そうですね。どちらも重大な違反には間違いないんですけども、今、奄美大島海区と足並みを揃えてやっている中で、あまりにも旗数を守らない船が目立つというか、当たり前のように違反してる船があって、そこは何かすべきだろうということで、特に対策を進めていく中で、この旗数制限違反については特に重大な違反として、設定しているところです。ちょっとここは奄美大島海区の方と足並みを揃えているところなので、思うところはあろうかと思いますが、現在はこの方向で改正したいかなと考えております。

改正の時期なんですけれども、もし支障がなければ、本日承認いただければ改正したいんですけども、少なくとも12月から漁期が始まりますので、今日もしご意見があればご意見出していただいて、それも踏まえて何か変更や修正するところがあれば修正をした上で、来月の海区までには改正したいと考えております。

- 上原会長** はい。八前委員。
- 八前委員** はい。いや、今言った期限っていうのは、どういうふうにとつか、しっかりうまく対応した方が。この内容わかる人が見れば、1回やれば警告で済むよねっていう話になってしまいかねないので、そこはしっかり対応すべきではないのかなと思うんですが、いかがでしょう。
- 上原会長** はい、事務局どうぞ。
- 事務局（井上）** ご意見ありがとうございます。来週に鹿児島とソデイカの関係进行调整しますけれども、漁期が違うことによる弊害も少し出てきている可能性が大きいかなと思いますので、引き続き少しあちらの意図など伺った上で、再度11月に皆さんにお諮りさせていただきたいということで進めたいと思います。よろしくお願いたします。
- 上原会長** 今の提案だと、今日承認を取らなくてもいいということね。確認をして、11月に再度提案するということがいいんですか。
- 事務局（井上）** はい。ご意見の方も今度、鹿児島の方とお話をさせていただいてご報告するような形で、11月再度ご報告する方向で進めたいと思います。
- 上原会長** はい。今日採決しないでいいという理解でいいですよ。
- 事務局（米丸）** はい。ちょうど来週に鹿児島県と意見交換の機会もあるので、どうしてもそこを確認したいということであれば、確認をした上で来月採決でも12月の漁期には間に合いますので、そこはなんとかあります。
- 上原会長** はい。山内委員どうぞ。
- 山内委員** はい。どうしても矛盾が拭えないんですよ、私ね。結局11月、奄美海区だったら操業できます、採捕できます、違反には問えないとおっしゃっているわけですけど。一方で、奄美海域で旗数が超えているということについて違反だと問えるんですか。純粹に漁業者の考えからするとですね、奄美海区で沖縄海区のルールが違反だと問えるのかっていうのがちょっと純粹に疑問としてあるんです。いかがでしょう。
- 上原会長** はい、事務局。
- 事務局（米丸）** 奄美海区で旗数制限違反が行われた場合は、沖縄海区の違反ではなくて、あちら奄美海区での違反として扱われることになります。そこは鹿児島県の職員が対応することになります。
- 山内委員** 沖縄の漁業者が、奄美海区の委員会指示を守らなきゃいけないという、そういうことなんですか。
- 上原会長** はい事務局。

○事務局（米丸） はい、おっしゃるとおりです。奄美海区委員会指示は奄美海区の海域にかかりますので、その海域で操業する場合は、他県の漁業者であってもその海域のルールを守ることになります。

○山内委員 そういうことをあんまり理解してる人がどれだけいるか、ちょっと私疑問なんですよね。どうしても何かはつきりしないんだよね。だから周知徹底、今回の違反の内容についても、届出制のことから違反内容についても、やっぱり漁業者にしっかり説明すべきじゃないかなと思うんです。実際、来月承認が得られれば、これがルールとして成立するわけですよね。すると12月からすぐ適用されるわけですか。指導期間みたいなそういう期間を設けないんでしょうか。

○上原会長 はい、事務局。

○事務局（米丸） 奄美海区のルールに関しては、これまでも毎年、委員会指示発動と同時に奄美海区も同じルールですという周知はさせていただいているので、そこを知らないということはないかとは思いますが、

そうですね、処分方針の改正については、来月の制定になると少し周知の期間は短いのもかもしれないんですが、アンケートでも9割以上の方が賛成しているということからも、そこまで周知に時間を要する必要はないかとは思いますが、いかがでしょうか。

○上原会長 はい。山内委員どうぞ。

○山内委員 アンケートもね、ソデイカ漁をやってる全員が答えてるわけじゃないんですよ。関心のある漁業者が大体答えてくれると思うんですけれども、十分に情報として伝わっていないんじゃないかなと思います。ですから12月、もし効力が発するようになれば、違反ですよとすぐ言うんじゃなくて、やっぱり指導期間というのは、ある程度設ける必要があるのかなと思うんです。いきなりガチガチにルールとして押し付けてやると、やっぱりいろんな軋轢が出るんじゃないでしょうか。

○上原会長 はい。事務局お願いします。

○事務局（井上） まず届出制の発効については令和8年11月からになりますので、処分方針に今回入れさせていただいてるものについての実効性自体は次年度になると思います。今ちょっと懸念されてるものについては、特に旗流しの旗数だと思いますので、それが特に重大な違反という形で処分されていくということについては説明会でもご説明させていただいておりますけども、再度こちらの方から様々な機会を通じてですね、少し考えていきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○上原会長 はい。どうぞ。

○山内委員 最後の一言ね。十分に周知がされていないと、そういうことが違反だったの、そして行政処分じゃないけれども、重大な違反だから停船命令しますとなったときに、非常に混乱を来たすんだと思います。本人も非常に困ると思います。ですので、もう少し周知期間っていうのを設けて、届出制は令和8年からとおっしゃいましたけれども、せめて1年ぐらいは知事の裏付命令が出されるようなことにならないように、やっぱり周知期間を設けた方がいいのかなと思います。以上です。

○上原会長 はい、事務局。

○事務局（井上） ありがとうございます。

○上原会長 はい、すみません。ではこの件については、11月に再度提案をして審議をしていただくということになりますので、決はとらないことといたします。

であれば、今日提案の議案についてはすべて終了しましたので、ここで最後に付帯決議を取らせていただきます。本日の議決事項中、内容の変更を伴わない簡単な文言や字句の修正については、事務局に一任するというところでよろしいですか。

(はいという声)

○上原会長 ありがとうございます。はい、ではスムーズな議事運営にご協力ありがとうございます。進行について事務局に移したいと思います。よろしくお願いします。

○事務局（井上） はい。上原会長、議事進行ありがとうございます。また委員の皆様もお忙しいところご参加いただき、ありがとうございます。西村委員には議案1より、そして松尾委員には議案2より出席していただきましたので、14名の参加があったことをご報告致します。

それでは事務局から次回の委員会日程についてアナウンスいたします。令和7年度第8回委員会は、11月14日金曜日14時から開催予定となっております。会場は今回と同じく県庁6階第2特別会議室でウェブを併用した開催を予定しておりますので、ご参加のほどよろしくお願いいたします。

最後に質問や確認事項がございましたらご発言お願いいたします。特にないようですので、以上をもちまして本委員会を終了させていただきます。ウェブ参加の委員の皆様、ご退席いただいて構いません。

ありがとうございます。次回もよろしくお願いいたします。

○上原会長 はい。お疲れ様でした。

(お疲れさまでした)